

交野市移動販売導入支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交野市移動販売導入支援事業(以下「移動販売導入支援事業」という。)の実施に係る申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移動販売」とは、事業者等が市内の指定された場所に赴いて食料品及び生活用品等(以下「食料品等」という。)を販売又は役務を提供する取引をいう。

(目的)

第3条 この要綱は、京阪交野線交野市駅前の商業機能の低下による、賑わいの喪失を防ぐため、京阪交野線交野市駅付近で移動販売を提供する事業者・団体を市が支援することで、地域のにぎわいづくり、地域の買い物の支援に資することを目的とする。

(事業対象者)

第4条 移動販売導入支援事業の対象となる者(以下「事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市が指定する場所において、食料品等を1週間に1回以上、もしくは食料品以外の品目を1～2カ月に1回以上移動販売を実施する者又は実施予定の者
- (2) 移動販売を行っている活動拠点(店舗・事業所)が交野市内外に関わらず、サービス提供を行っている実績がある者
- (3) 事業者決定の交付通知を受けてから概ね1か月程度継続して移動販売を実施する者
- (4) 移動販売に係る食品衛生法その他関係法令を遵守する者
- (5) 市が指定する「交野市移動販売導入支援事業」であることを示した表示物を移動販売車に貼付することができる者
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5号」に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っていない者
- (8) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2行に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行っていない者

(事業申請)

第5条 移動販売を実施するにあたり、申請者は市へ申請を行い、移動販売を行う許可を得るものとする。許可については、「交野市移動販売導入支援事業申請書(様式第1号)」及び下記の書面を市へ提出するものとする。ただし、既に決定通知を受けており、事業継続にあたり再申請を

行う際は、既に提出した事業概要が分かる書類に変更がない場合、下記の書類を省略することができる。

- (1) 事業概要が分かる書類
- (2) 履歴事項全部証明書等の写し(法人の場合)
- (3) 開業届出等の写し(個人の場合)
- (4) 大阪府営業許可書等の写し(食料品等の販売の場合)
- (5) PL保険加入証明書等の写し(食料品等の販売の場合)
- (6) その他市が必要と認める書類

2 市は前項の申込みの内容を審査し、適当と認めるときは当該事業者等を認定事業者とし、当該事業者等に対し、「交野市移動販売導入支援事業決定通知証(様式第2号)」(以下「通知証」という。)を交付する。

3 市は前項の審査の結果、事業者として決定することが不相当であると認めるときは、理由を付して、「交野市移動販売導入支援事業者不決定通知証(様式第3号)」により申請者に通知するものとする。

4 事業者の認定は随時行う。

(事業申請の取下げ)

第6条 認定事業者が、事業申請を取り下げようとするときは、「交野市移動販売導入支援事業申請取下書(様式第4号)」により行うものとする。

2 前項の申請を認定事業者が行う場合は、すみやかに行うものとする。

(申請事業の変更等)

第7条 認定事業者は、事業の内容等を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、「交野市移動販売導入支援事業変更承認申請書(様式第5号)」を、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、「交野市移動販売導入支援事業中止・廃止承認申請書(様式第6号)」を事業実施日の一週間前までに市に提出し、承認を受けるものとする。

2 前項の軽微な変更とは、実施時期及び回数に変更があるときとする。ただし、事業目的に変更の無い場合に限る。

(事情変更等による決定の取消し等)

第8条 市は、認定した事項に虚偽の記載があったときや認定事業者としてふさわしくない事由があると認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市は、前項の取消しを行ったときは、交野市移動販売導入支援事業者認定取消通知書(様式第7号)により通知する。

(費用)

第9条 移動販売に係る消耗品・備品・人件費等は事業者負担とする。

(認定事業者によるサービス提供と責任)

第10条 認定事業者による移動販売の実施は市の指定した場所及び日時に行うものとし、数量、内容、金額等は、その事業者が任意に決定することができる。

2 移動販売の実施に関する注文、契約については、認定事業者と利用者との直接取引とし、市は関与しない。

3 市は認定事業者に対して、移動販売の実績報告を求めることができる。

4 不法駐輪対策として移動販売車両の駐車場所に設置しているチェーンの施錠、解錠を行うこと。

5 第7条の規定による認定の変更又は第8条の規定による認定の取消しにより認定事業者、または第三者に損害が生じることがあっても、市はその責めを一切負わない。

6 認定事業者は、事業実施に当たり、施設に損傷を与えた場合は、速やかに原状回復を行うものとする。事故等が発生した場合は、被害者の救済・安全措置等を行い、市に書面にて報告すること。また、第三者に及ぼした損害についても事業者の責任にて措置すること。

7 天災等で、市と事業者のいずれの責めにも帰することができないものにより、使用部分に損害が生じた場合は、別途 協議を行う。

(個人情報)

第11条 認定事業者は、移動販売にあたり保有した個人情報等について、個人情報保護法を遵守すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は協議を行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。